

住まいの復興給付金事務局 御中

共同申請における委任解除通知書

代表申請者（以下「甲」という）と、共同申請者（以下「乙」という）とは、下記に定める「住まいの復興給付金」の共同申請及び給付金の受領に関する委任（以下「本件委任」をいう）について、解除したことを通知します。

記

1. 委任を解除した共同申請

申請書の記入日 :

再取得住宅又は補修した被災住宅の住所 :

2. 委任を解除した日

平成 年 月 日

3. 同意事項

- (1) 甲と乙とは、本通知書 2. に記載された委任を解除した日をもって、本件委任が解除されたことを相互に確認し、当該解除によって甲若しくは乙又は第三者に損害が発生したときは、甲と乙とがそれぞれの責任と費用において処理することとします。
- (2) 甲と乙とは、事務局が共同申請における委任の解除に関する事実確認の調査（電話による問い合わせや追加書類の提出等）に対して、協力しなければならないものとします。

以上、本通知書 3. に記載された同意事項に同意した上で、本通知書の成立を証するため本通知書 2 通を作成し、甲乙記名・押印の上、甲乙が各 1 通を保有します。

平成 年 月 日

甲 住所

氏名 _____ 印

乙 住所

名称 _____ 印

※代表申請者又は共同申請者の死亡、破産手続開始決定等があった場合は、甲乙いずれかが記名・押印の上、死亡等の事実が確認できる書類とともに提出してください。

※共同申請の委任の解除を行った共同申請者は、自らの給付金について再度申請を行う場合には、事務局が別途指定する申請書類と合わせて、本解除通知書を提出しなければなりません。